			令和5年	第3	1 回厚沢	部町農	業委員会総	総会議事録	:			
招集年月日	令和5年1月24日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	厚	見 会	令和	令和5年1月31日 午後 4時30分								
	Į.	月会	令和	令和5年1月31日 午後 5時30分								
出席者の数	委員定数 14 名のうち 出席者 13 名 欠席者 1 名											
出席委員	職	名	氏	名	職	名	氏	名	職	名	氏 名	
	1番	会長	外崎	明	7番	委員	奈 良	和人	13番	委員	佐藤貴	彦
	2番	委員	小野寺	孔	8番	委員	木口	幸弘	14番	委員	下川部和	宏
	3番	委員	西口	智 章	9番	委員	佐藤	龍 也				
	4番	委員	佐藤	美登子	10番	委員	由利	昭 人				
	5番	委員	木 村	· 卓也	11番	委員	齋藤	和博				
	6番	委員	前 田	秀幸	12番	委員	吉 田	藍				
参与	事務局長 沼 下 利 広 総務係長 石 井 淳 平 総務係 谷 口 方 基											
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。										す		
		農	委会長									
会議録署名委員	6番											
			13番									

	付 議 議 件
議案番号	件名
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第2号	農用地利用集積計画について(所有権移転)
議案第3号	農用地利用集積計画について(賃貸借)

事務局長

みなさま、午後からの研修お疲れ様でした。これより、第 31 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。

会長

みなさん、ご苦労さまです。1時半からの研修会とこれからの総会ということで長丁場になりますがよろしくお願いしたいと思います。

1月も今日で終わりということで、来月下旬から農業委員の視察研修ということになりますので、体調にはご留意ください。まもなく雪解けの時期を迎え農作業も始まってくることと思いますが、転作のこともあり、だんだんと難しい情勢となっています。 努力をしなければならない時代を迎えていると思いますので、勉強もしっかりしていただきたいと思います。

早速総会に入りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

日程第1、出席者の報告。出席13名、欠席、5番木村委員です。

日程第2、議事録署名委員の指名について、6番前田秀幸委員、13番佐藤貴彦委員お願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、下川部委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。

(下川部委員退席)

事務局説明をお願いします。

事務局

報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第 6項の規定により通知がありましたので報告します。

1番 貸主は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、借主は稲見〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか8筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 20,791.5 ㎡、契約期間は令和4年9月 27 日から令和5年9月 26 日までの1年間です。

会長

事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。

委員

ありません。

会長

それでは承認いたします。 (下川部委員着席)

2番から4番の説明をお願いします。

事務局

2番 貸主は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、借主は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか5筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は18,118 ㎡、契約期間は令和4年2月25日から令和9年2月24日までの5年間です。経営移譲による名義変更のための解約です。

3番 貸主は中館○○の○○○○さん、借主は当路○○の○○○さん、土地の所在は中館○○ほか 12 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 78,115 ㎡、契約期間は令和4年6月 24 日から令和5年6月 23 日までの1 年間です。もともと 1 年間の契約で、新たに借り受けする方が現れたので新規契約のための解約です。

4番 貸主は中館○○の○○○○さん、借主は当路○○の○○○○さん、土地の所在は中館○○ほか4筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は18,770 ㎡、契約期間は令和4年6月24日から令和7年6月23日までの1年間です。新たに借り受けする方が現れたので新規契約のための解約です。

会長事務局説明が終わりました。質問や意見はありませんか。

委員 **おりません**。

会長
それでは承認いたします。

会長 続いて議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いし

ます。

事務局 議案第1号 下記のとおり、利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請が

あったので適否について意見を求めます。

1番 譲受人は赤沼町○○の○○○○さん、譲渡人は滝野○○の○○○○さん、土地の所在は稲見○○ほか 33 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は

131,585 ㎡、経営移譲に伴う使用貸借です。

会長 事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。

佐藤美委員 4番。事務局から説明があったとおり、○○○○さんから息子さんの○○○○さんへ

の経営移譲に伴う使用貸借です。

会長 補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。

委員 ありません。

会長 ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。

委員 | 異議なし。

会長
それでは申請どおり許可します。

続いて議案第2号農用地利用集積計画による所有権移転について事務局説明をお願い

します。

事務局 議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があった

ので、適否について意見を求めます。

1番 譲受人は札幌市中央区○○の○○○さん、譲渡人は赤沼町○○の○○○さん、土地の所在は当路○○ほか2筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は28,583㎡、対価は10a あたり180,000円、保有合理化事業による買取で、所有権移転後、字

当路の○○○○さんに5年間の賃貸となります。

2番 譲受人は札幌市中央区○○の○○○○さん、譲渡人は函館市桔梗○○の○○○○○さん、土地の所在は赤沼町○○ほか 17 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 33,690 ㎡、対価は 10a あたり 140,000 円、保有合理化事業による買取で、所有権移転

後、赤沼町の〇〇〇〇さんに5年間の賃貸となります。

3番 譲受人は札幌市中央区○○の○○○○さん、譲渡人は新町○○の○○○○さん、 土地の所在は滝野○○ほか4筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 21,491 ㎡、 対価は 10a あたり 120,000 円、保有合理化事業による買取で、所有権移転後、赤沼町

の〇〇〇〇さんに5年間の賃貸となります。

4番 譲受人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市桔梗〇〇の〇〇〇〇さん、 土地の所在は清水〇〇ほか 11 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 22,168 ㎡、対価は田で 10a あたり 140,000 円、畑で 50,000 円です。 5番 譲受人は富里○○の○○○○さん、譲渡人は館町○○の○○○○さん、土地の所在は館町○○、地目は公簿・現況とも畑、面積は 1,340 ㎡、対価は 10a あたり 100,000円です。

会長

事務局説明が終わりました。補足説明お願いします。

事務局

1番から4番は事務局で直接受けましたので説明します。保有合理化事業に伴う案件で、公社に所有権移転した後、当路の○○○さんに一時貸付する予定となっています。直前で○○○○さんがお亡くなりになったため、奥さんの○○○○さんに相続登記する手続きが生じたので少し遅くなりました。

2番と3番も保有合理化事業に伴う案件で、どちらも所有権移転後は滝野の○○○ さんに一時貸付の予定です。○○○○さんは滝野の○○○さんの娘さんです。 4番も関連する案件です。2番から4番は、以前から○○○さんが借りていた土地 を所有権移転するもので、2番と3番は保有合理化事業を使い、4番は直接契約で所 有権移転するものです。

西口委員

3番。5番は昨年○○○○さんが○○○○さんから所有権移転したもので、倉庫つきで購入したものです。向かいに住宅があり、その住宅を○○○○さんが購入することとなったことから、家に近い農地を使いたいということで畑の所有権移転をすることとなりました。

会長 補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。

委員 ありません。

会長 それでは申請どおり許可してよろしいですか。

委員 異議なし。

会長 | それでは申請どおり許可します。

続いて議案第3号農用地利用集積計画による賃貸借について事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、 適否について意見を求めます。

1番 譲受人は南館町○○の○○○○さん、譲渡人は中館○○の○○○○さん、土地の所在は中館○○のうち 18,797 ㎡ほか 17 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 95,233 ㎡、契約期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの 1 年間、対価は田で 10a あたり 17,000 円、畑で 5,000 円、新規の案件です。

2番 譲受人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は滝野〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか5筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は18,118 ㎡、契約期間は令和5年2月1日から令和9年2月24日までの4年間、対価は10aあたり10,000円、経営移譲に伴う名義変更の案件です。

3番 譲受人は当路○○の○○○○さん、譲渡人は館町○○の○○○○さん、土地の所在は南館町○○、地目は公簿・現況ともに田、面積は 987 ㎡、契約期間は令和5年2月1日から令和6年1月31日までの1年間、対価は 10a あたり3,000円、更新の案件です。

4番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は16,499 ㎡、契約期間は令和5年2月1日から令和6年1月31日までの1年間、対価は10aあたり21,000円、更新の案件です。

5番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は南館町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は南館町〇〇ほか1筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は21,319㎡、契約期間は令和5年2月1日から令和6年1月31日までの1年間、対価は10aあたり3,000円、更新の案件です。

会長 事務局説明が終わりました。1番について補足説明をお願いします。

西口委員 3番。新規の案件ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで解約した農地をそのまま〇〇〇○さんが使うことになりました。1年間という短期間ですが、〇〇〇〇さんの体調の回復も考えて短い契約期間としたとのことです。

会長 補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。

前田委員 ──│○○○○さんの案件で除外地というのがあるのですが、これは何でしょうか?

事務局 地番のうち一部が溜池になっているのでその部分を除いて契約するということです。

会長 他にありませんか。

委員 **おりません**。

それでは申請どおり許可してよろしいですか。

会長 | 異議なし。

委員 **それでは申請どおり許可します。**

会長 以上で予定の議案は終了です。ほかにありますか。

事務局 農業振興地域変更計画書を別途ご配布しております。これは農振農用地区域の中に一部山林があり、〇〇と〇〇が農振農用地区域に設定されていましたが、農地として利用できるのはこのうち一部で、それ以外は山林となっていました。今、これを伐採しており、その後造林事業に取り組む場所なのですが、植林のためには農振農用地から除外する必要があります。造林事業でも農振農用地からの除外が可能であると檜山振興局と協議した結果、可能であるとの結論となりましたので、図の赤く塗った部分を農振農用地から除外する手続きを進めています。許可をいただくのは2月総会になりますが、4月10日ぐらいまでには農振農用地から除外して植林事業に間に合うように進めたいと考えています。速やかに進めるために事前に相談させていただきました。

田利委員 めったにないことですが、よろしくお願いいたします。造林事業には除外申請が必須 となります。実態として農地ではなく、山林ですので適切に進めていただければと思 います。

会長 情報提供ということでいただきました。質問等はありませんか。

委員 ありません。

会長

なければほかにありますか。

事務局

後継就農者の認定についてお諮りします。

1番 申請者は美和○○の○○○○さんです。現在25歳です。○○○○さんは令和3年3月に北海道教育大学旭川校を退学され、令和3年4月から令和4年3月まで厚沢部町農業活性化センターで農業実習生として勤務するとともに、実家の農業経営に参画してきました。令和4年4月からは実家の農業経営に専念しており、このたび経営継承により就農するものです。令和5年1月で経営を全てお父さんの○○○○さんから移譲受けるということです。後継就農者としてふさわしいかどうかを判断いただきたいと思います。

前田委員

6番。○○○○さんは真面目な方で、農作業もきちんとやっています。米の刈り取りは機械の調子が悪くて少し遅れたようですが、しっかりと作業されていました。

会長

地元農業委員から、きちんと農業を営んでいると判断されると報告がありました。問題はないと思いますがいかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは、農業委員会としては異議なしということで町に回答したいと思います。

ほかにありますか。

事務局

新規就農の案件について情報提供です。こちらは○○○○さんという方ですが、美和の○○○さんから役場に話をいただきました。○○○○さんがそろそろ経営を誰かに譲りたいと考えていたところに○○○○さんとたまたま出会うことがあったそうです。そこで、○○○○さんを美和の自分の経営地も含めて新規就農させたいと相談がありました。

○○○○さんは現在 41 歳です。今までの新規就農のケースでは町内で研修してその内容をみて判断するというやり方をしてきましたが、厚沢部町内では綿羊の経験をもつ農家さんも少ないということで通常のやり方は難しいのではないかと思います。

○○○○さんの経歴にあるアレフという会社は「びっくりドンキー」という名前のファミリーレストランの系列の牧場を経営しており、実際に綿羊の飼育を社員として経験しています。その後、いくつか転職され、いずれも綿羊関係の仕事であることから、経験も長く、改めて研修の必要があるという方ではなさそうです。

経営形態は羊肉の肥育と出荷だそうです。もともと、渡島の方で綿羊飼育に取り組んでおり、函館市農業委員会を通して就農先を探していたようです。2022 年8月に畜舎を確保したのですが、その場所が国有地だったため、新規就農手続きが進められないということとなったようです。そのため、新たな就農先を探していたという経緯です。新規就農者として認められれば、美和で就農したいとのことです。

これから本人とやり取りしながら、進めていきたいと思います。正式に総会にお諮り する前に調べておくべきことがありましたらご教示ください。

会長

実際の経営状況を確認する必要があるのではないでしょうか。

事務局

事務局でも一度見に行かなければならないと考えています。

木村委員

一人で経営されているのですか。

事務局

基本は一人ですが、ご両親が手伝ってくれているようです。将来的には○○○○さんの所有地と美和の高台の方を併せて使用することも考えているようです。

前田委員

新規就農の奨励金はいくら交付されるのですか。

事務局 町の奨励金は 100 万円を単年度、国の奨励金は 150 万円を3年間受けられるものがあ

ります。

吉田委員 | 今は綿羊飼育で生計を立てているのですか。

事務局 羊だけで生計を立てていると思うのですが、まだ詳しいことはわかりません。就農で

きるならこの春から準備をしたいと言っているので、早急に面談して判断していきた

いと思います。

会長 ほかにありますか。

事務局 農業委員会の視察研修の計画が概ね固まりました。手配もすでに進んでいます。

行程としては、27日は移動日、2日目の28日は国頭村の馬鈴薯視察です。こちらは遠いので途中で何度か休憩をはさみながら移動していきます。3月1日は午前中に地下ダム見学、午後に北中城村の農業委員会の視察です。最終日は移動のみとなります。空港までの往復ですが、作況調査で使っている福祉課ハイエースと素敵な過疎の貨物用ハイエースを借りて荷物も含めて運搬します。素敵な過疎のハイエースの乗り心地はかなり悪いです。委員さんで車を出していただける方がいらっしゃれば、役場の旅

費相当分を支給いたします。

7時に外崎会長宅前を出発すれば、8時には空港到着できるものと思います。

会長 旅費は足りていますか。また、余った旅費はどのように取り扱いますか。

事務局 | | | 旅費は余ります。視察に行かない方には全額返金しますし、それ以外の方も互助会積

立旅費から旅行会社に支払った分の残金はお返しすることとなります。

会長 旅行に行く前に精算してしまったほうが良いのではないかと思います。

事務局 では、旅行前に精算できるように進めます。

会長 ほかにありますか。

事務局 次回総会日程についてお諮りします。

事務局からは2月21日(火)を第一希望として22日(水)、24日(金)を候補にしたいと思います。27日から農業委員研修がありますので、議案処理を考えるとできれ

ば24日は避けたいところです。

会長 2月20日(月)でお願いします。

それでは、他になければ第31回農業委員会総会を閉会します。

事務局 ~了~